

別紙1

次世代運行記録計の取扱要領

(次世代運行記録計に係る実証事業向け)

令和8年1月

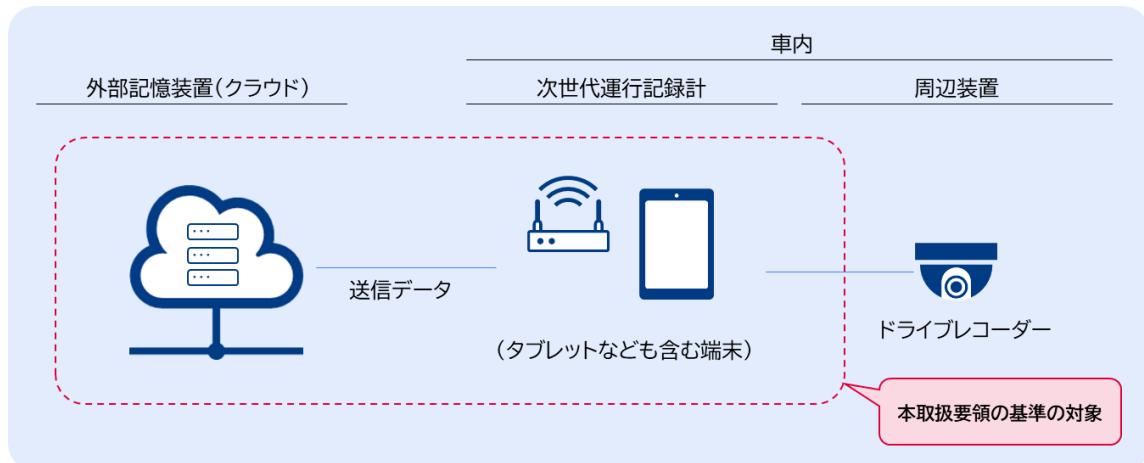
国土交通省 物流・自動車局 安全政策課

国土交通省が実施する次世代運行記録計に係る実証事業における「次世代運行記録計」については、以下の取扱いとする。

1. 前提

本取扱要領では、図1に示す次世代運行記録計、次世代運行記録計から送信されるデータ、データを保存する外部記憶装置との連携に関する規定を対象とする。

(図1)



2. 用語

次世代運行記録計は、道路運送車両の保安基準第48条の2第2項の「別添89 運行記録計の技術基準」の「第II編 車載部を有するデジタル式運行記録計等の技術基準」（以下「技術基準」という。）1. で定義される用語のうち、以下を参照すること。

ただし、技術基準で「デジタル式運行記録計」と記載されている箇所については「次世代運行記録計」と読み替えること。

- 1. 2.
- 1. 3.
- 1. 7.
- 1. 8.
- 1. 9.
- 1. 10.
- 1. 11.
- 1. 12.
- 1. 13.

上記のほか、下表の項目については、次世代運行記録計の基準として規定する。

(表1)

項目番号	本取扱要領の規定
2. 1	「情報伝達媒体」とは、車外の利用者の電子ファイル保存装置へ運行データ等を伝達する役割を担うものであって、次の2. 1. 1に掲げるものをいう。
2. 1. 1	車内に搭載の端末から発信される電波
2. 2	「インターフェース部」とは、運行データ等の記録又は発信を行う部分であつて、次の2. 2. 1に掲げるものをいう。
2. 2. 1	運行データ等の無線通信に必要な部分

3. 次世代運行記録計の要件

次世代運行記録計は、本取扱要領3.に掲げる要件に加え、技術基準2.に掲げる要件のうち以下に適合すること。

ただし、技術基準で「デジタル式運行記録計」と記載されている箇所については「次世代運行記録計」と読み替えること。

- 2. 1. 1.
- 2. 2. 1.
- 2. 3. 1.
- 2. 3. 2.
- 2. 3. 3.
- 2. 3. 4.
- 2. 4. 3.
- 2. 4. 5.
- 2. 4. 6.
- 2. 4. 7.
- 2. 5. 1.
- 2. 5. 2.
- 2. 6. 1.
- 2. 6. 2.

上記のほか、下表の項目については、次世代運行記録計の基準として規定する。

(表2)

項目番号	本取扱要領の規定
3. 1	次世代運行記録計は、頻繁な使用に耐えるものであること。
3. 2	デジタル式運行記録計の外箱には、外箱を開けたことが後で確認できるようにするため、封印を行うか、又は再貼付のできないシール等の貼付を行うこと。この場合において、封印、シール等は、当該デジタル式運行記録計を取り付けた車両が通常使用される状態においてその目的を損なわないこと。もしくは、同等の対応を行うこと。
3. 3	次世代運行記録計は、運行データ等をインターフェース部及び情報伝達媒体を介して、車外の利用者の電子ファイル保存装置に確実に伝達することを確保するよう、次の3. 3. 1及び3. 3. 2に掲げるアラート表示等を、運転者が容易に認識できる位置に備える構造となっていること。

項目番号	本取扱要領の規定
3. 3. 1	運行データ等がインターフェース部及び情報伝達媒体を介し、利用者の電子ファイル保存装置に正確に伝達されている場合（無線等の場合における待機状態を含む。）であり、かつ、車載記録部に運行データが正確に記録されている場合にあっては、その旨を確実に伝達するモニター等によるアラート表示、音声出力部における音声情報又は文字表示部における文字情報等（モニター等による場合は緑色のアラート表示に限り、他の場合においては、運転者が容易に感知できるものであること。）
3. 3. 2	3. 3. 1における運行データ等が正確に伝達又は記録されていない場合又は3. 3. 2. 1から3. 3. 2. 3の状態により自動車を走行した場合にあっては、その旨を確実に伝達するモニター等によるアラート表示、音声出力部における音声情報又は文字表示部における文字情報等（以下「伝達警告情報」という。）（モニターによる場合は赤色のアラート表示に限り、他の場合においては、運転者が容易に感知できるものであること。また、伝達警告情報は、記録のための容量が限られた情報伝達媒体を用いる次世代運行記録計にあっては、記録時間が記録可能時間から1時間を減じた時に達したときにも確実に伝達されるものであること。この場合において、モニターによるアラート表示は点滅するものであること。）
3. 3. 2. 1	運行時に、運行データ等を情報伝達媒体に直接記録又は伝達することが必要な次世代運行記録計にあっては、情報伝達媒体が装着されていない状態
3. 3. 2. 2	次世代運行記録計に装着されている情報伝達媒体が伝達可能となっていない状態
3. 3. 2. 3	記録のための容量が限られた情報伝達媒体を用いる次世代運行記録計にあっては、記録可能時間を超えて走行する等により、次世代運行記録計に装着されている情報伝達媒体が記録不可能となっている状態
3. 4	次世代運行記録計は、通信途絶時において運行データ及び次世代運行記録計を特定するための識別符号（ID）を正確かつ確実に記録することのできる車載記録部を有すること。

3. 1. 基本動作及び精度

基本動作及び精度について、以下の要件を満たすこと。

3.1.1. 基本動作

基本動作について、技術基準3.1.1.から3.1.3.に定める試験を実施し、基準に適合すること。

なお、技術基準3.1.1.については、「パルス発生装置等」を「模擬信号発生装置等」と読み替えること。

また、技術基準3.1.3.について、車載記録部への運行データの記録は、0.5秒以内（走行距離については1秒以内）ごとに行われること。この場合において、瞬間速度の記録の分解能は2.5km/h以下、走行距離の記録の分解能は0.1km以下であること。

3.1.2. 精度

共通出力部を通じて表示されるデータの精度について、技術基準3.1.4.から3.1.6.に求める精度を満たすこと。

3.2. 外部の記憶装置に関する要件

外部の記憶装置については以下の要件を満たすこと。

3.2.1. 外部の記憶装置の記録

通信可能な状態においては、技術基準3.1.4.から3.1.6.で定める精度により、運行記録を外部へ1分以内おきに送信し、外部の記憶装置に保存できること。また、0.25G以上の急加減速が生じた場合においては、0.5秒以内に外部の記憶装置に送信すること。なお、通信不能の場合には、当該データを内部に維持し、通信可能となり次第、遅滞なく外部の記憶装置に送信すること。

また、外部の記憶装置に伝達できなかった運行データは、24時間以上の間、車載記録部に保存され、かつ、利用者により読み出し可能なものであること。

車載記録部から外部記憶装置への伝達には欠損がないこと。通信途絶等により運行データの伝達ができなかった場合は、通信復旧後に運行データを外部の記憶装置に再送すること。

3.2.2. 外部の記憶装置に関する要件

外部の記憶装置について、技術基準2.4.3.の前段(※)、2.4.5.及び2.6.2.で定める要件に適合すること。

(※) 本取扱要領で外部の記憶装置に関する要件の対象とする「技術基準2.4.3.の前段」は下記を指す。

車載記録部は、24時間分以上の運行データを記録し、これを保存することができるものであること。

4. 機器開発事業者における体制等

機器開発事業者は、以下の体制を整えていること。

4. 1. 一般旅客自動車運送事業者に対する次世代運行記録計取扱説明書の提供

次世代運行記録計を正しく使用するために必要な、機能、使用方法、使用条件、注意事項等を明示した取扱説明書を作成し、次世代運行記録計を導入する一般旅客自動車運送事業者に提供すること。

4. 2. 修理体制

運行記録計機能の不具合等に対する修理体制を整えていること。

4. 3. 不具合情報等の収集

運行記録計機能の不具合に関する情報を事業者から収集し、必要な改善を行う体制を整えていること。

4. 4. 品質管理体制

次世代運行記録計が均一性を有して製作、提供されるよう適切な品質管理が行われていること。

5. 第三者機関における要件の確認

機器開発事業者は、2026 年 4 月 30 日までに第三者機関による試験を実施し、次世代運行記録計が本取扱要領に定める要件に適合していることの確認を受けなければならない。

5. 1. 第三者機関に求める要件

認証を実施する第三者機関は、運行記録計の型式指定を実施している者、又は同等の知見を有する者とする。

5. 2. 試験内容

第三者機関は、3. に規定する要件に適合していることを確認したうえで、確認結果を機器開発事業者に連絡すること。